

千代田区社会福祉協議会

役員等の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人千代田区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規程に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬（別表1）を支給する。ただし、千代田区職員が常勤役員になる場合については、報酬を支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合は、別に定める「役員等の費用弁償に関する規程」にもとづき費用を弁償する。
ただし、専門的知識を必要とする法人業務を行う場合は、別表2に定める報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額の範囲内とし評議員会において決定する
 - (2) 通勤手当については、職員給与規程第10条の規程に準ずる額とする
- 2 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める職員旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、本会常勤職員の例による。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第 6 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する

平成 30 年 6 月 12 日 一部改正

令和 4 年 4 月 1 日 一部改正

令和 4 年 6 月 15 日 一部改正

別表 1 常勤役員等の給与

年 額	6,894,525 円以内とする
月例給	452,100 円以内とする
特別給 (賞与)	3.25 ヶ月以内とする

別表 2 非常勤役員等の報酬

報酬	10,000 円 (税引後)以内/回
----	--------------------